

仙台市下水道マンホール広告掲載取扱要領

(令和8年3月25日建設局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び仙台市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、マンホールの蓋に掲載する有料広告（以下「マンホール広告」という。）の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象)

第2条 マンホール広告を掲載するマンホールの蓋は、原則として道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により仙台市（以下「市」という。）が道路管理者として管理を行う道路の歩道上に設置されたもののうち市が募集したものとする。

(規格等)

第3条 マンホール広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) マンホール広告の大きさは、マンホール蓋の中心から半径19.5センチメートルの円形とする。
- (2) マンホール広告のデザインプレートは、半径20.0センチメートルの円形とする。
- (3) 掲載するマンホール広告の内容は、要綱、基準及びこの要領に基づくものとする。

(掲載期間)

第4条 マンホール広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、設置された日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。）から起算して、1年間とする。ただし、広告主が希望する場合は、1年を単位として最大5年まで延長できるものとする。

(広告料等)

第5条 マンホール広告の掲載に係る1回当たりの募集最低価格（消費税及び地方消費税を含む。）は、市が別途定めるものとする。

2 初期費用（デザインプレート製作費用等をいう。以下同じ。）は、市場価格等を参考に別途定めるものとし、広告主が負担し、市に支払うものとする。

3 マンホール広告のデザイン作成に要する費用は、広告主の負担とする。

（広告掲載の申込み）

第6条 マンホール広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）

は、広告料の申込金額等を記載した下水道マンホール広告掲載申込書（様式1）（以下「申込書」という。）に広告デザイン（案）（様式1-2）及び次の各号に掲げる書類を添えて市に提出することにより、マンホール広告の掲載を申し込むものとする。

(1) 企業概要（会社案内等企業概要がわかる資料）

(2) 納税に関する証明書

(3) 役員名簿

2 市は、前項の規定による掲載の申込みがあった場合において必要があると認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 マンホール広告の募集は、市のホームページへの掲載により行う。

（広告主の決定）

第7条 市は、申込金額が第5条第1項の規定により定めた募集最低価格以上の金額である申込者を対象として、総合的に審査の上、原則として最高額を提示した者を広告主に決定する。

2 前項の規定によって広告主を決定することができない場合は、抽選によりこれを決定するものとする。

3 前2項の規定により広告主を決定した場合は、その結果を下水道マンホール広告掲載決定通知書（様式2）又は下水道マンホール広告非掲載決定通知書（様式3）により申込者に通知するものとする。

（デザインプレートの製作）

第8条 市は、前条の規定により決定した広告主のデザインプレートを製作す

るものとする。

- 2 広告主は、市が指定する期日までに、初期費用を納付しなければならない。
- 3 第1項の規定により製作したデザインプレートは、市が所有権を有し、著作権、意匠権その他の知的財産に関する権利は広告主が有するものとする。

(デザインプレートの設置等)

- 第9条 市は、前条の規定によりデザインプレートを製作したときは、当該デザインプレートを掲載対象のマンホールに設置するものとする。
- 2 前項のデザインプレートの設置等に要する費用は、市の負担とする。

(広告料等の納付)

- 第10条 広告主は、市が指定する期日までにマンホール広告掲載決定通知書(様式2)に記載された広告料を納付しなければならない。

(広告料等の返還)

- 第11条 既納の広告料及び初期費用は、返還しない。ただし、特別の理由があると市が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 2 前項ただし書の規定により返還する広告料には、利子を付さない。
 - 3 第1項の規定により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を市に請求することはできない。

(撤去)

- 第12条 市は、マンホール広告が次の各号のいずれかに該当する場合は、設置したデザインプレートを撤去するものとする。この場合において、市は広告主の希望により当該デザインプレートを広告主に贈与することができる。

(1)掲載期間が終了した場合

(2)掲載の決定を取り消した場合

(掲載期間の延長)

- 第13条 広告主は、掲載期間の延長を希望するときは、契約期間が満了する6か月前までに、下水道マンホール広告掲載期間延長申込書(様式4)を市

に提出するものとする。

- 2 前項の掲載期間の延長の申込みは、1年を単位とし、延長後の掲載期間は、掲載期間の初日から起算して5年を超えることができない。
- 3 市は、第1項の規定による掲載期間延長の申込みがあった場合において、当該申込内容を審査し、掲載期間変更の可否を決定した場合は、その結果を所定の下水道マンホール広告掲載期間延長承認通知書（様式5）により広告主に通知するものとする。
- 4 掲載期間を延長する場合は、延長した期間1年ごとに、第10条第1項に定める広告料を支払うものとする。

（掲載の一時停止）

第14条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合において、マンホール広告の掲載の一時的な停止を求める場合は、下水道マンホール広告掲載停止申込書（様式6）を提出するものとする。

- (1)下水道及び道路の維持管理等のためにマンホール広告の掲載が妨げられる場合
- (2)マンホール広告の掲載に支障となる民間工事等により掲載が妨げられる場合
- (3)前2号に掲げるもののほか、必要と認める場合

- 2 市は、前項の規定により広告掲載の一時停止を決定したときは、その停止期間を下水道マンホール広告掲載停止通知書（様式7）により広告主に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により広告掲載を一時停止したときは、原則としてその一時停止期間に相当する日数について、掲載期間を延長するものとする。
- 4 第1項の規定によるマンホール広告の掲載の一時停止に起因して生じた損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

（掲載決定の取り消し等）

第15条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、掲載の決定を取り消すことができる。

- (1)広告主の倒産等によりマンホール広告の掲載を実施する必要がなくなったとき

- (2) 広告主が、指定する期日までに広告料等を納入しないとき
- (3) マンホール広告の内容等が、法令、要綱又は基準に違反したとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、マンホール広告の掲載が適切でないと判断したとき

2 市は、前項の規定によりマンホール広告の掲載の決定を取り消したときは、下水道マンホール広告掲載決定取消通知書（様式8）により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定による掲載決定の取り消しに起因して生じた損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

（広告主の責任）

第16条 広告主は、掲載したマンホール広告の内容等について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、マンホール広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

（広告デザインの活用）

第17条 市は、本事業の広報等を行う場合に限り、第7条の規定により掲載決定した広告主のデザインを活用できるものとし、広告主は、デザインの使用に関し、市に無償で提供するものとする。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、マンホール広告の掲載について必要な事項は、所管課長が定める。

附 則

この要領は、決裁の日（令和8年3月25日）から施行する。

下水道マンホール広告掲載申込書

令和 年 月 日

仙台市長 あて

申込者 団体名:

住所:

代表者名:

| | |
|-----------|--|
| 主な業務内容 ※1 | |
|-----------|--|

「仙台市下水道マンホール広告掲載取扱要領」を確認し、下記の通り申し込みます。

| | |
|--------|--|
| 希望箇所番号 | 番 |
| | 希望する箇所に広告が掲載できない場合、希望箇所番号の変更を <input type="checkbox"/> 希望します <input type="checkbox"/> 希望しません |
| 広告デザイン | 「広告デザイン(案)(様式1-2)」のとおり |
| 申込金額 | 年額 _____ 円(消費税込み) ※2 |
| 契約期間 | _____ 1年間 _____ |
| 連絡先 | 担当者 |
| | 部 署 |
| | TEL・FAX TEL: _____ FAX: _____ |
| | E-mail |

※1 総務省が策定している日本標準産業分類における細分類をご記載ください。

例:製造業>木材・木製品製造業(家具を除く)>製材業、木製品製造業>一般製材業
(参考 URL:総務省/日本標準産業分類(令和5年7月告示)

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm)

※2 申込金額には初期費用は含みません。

■市税納付状況確認に関する同意

私(法人(団体)含む)の仙台市市税納付状況(税目・税額・申告の有無等)を仙台市建設局経営企画課が税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

※ 該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な下記の情報について記入をお願いします。

個人事業主の場合

・生年月日(年 月 日)

・事業所所在地 _____
(申請者と同一の場合は記入不要)

・事業所名称・屋号 _____

法人格を有する場合

・本店や主たる事務所の所在地 _____
(申請者と同一の場合は記入不要)

・本店や主たる事務所の名称 _____
(申請者と同一の場合は記入不要)

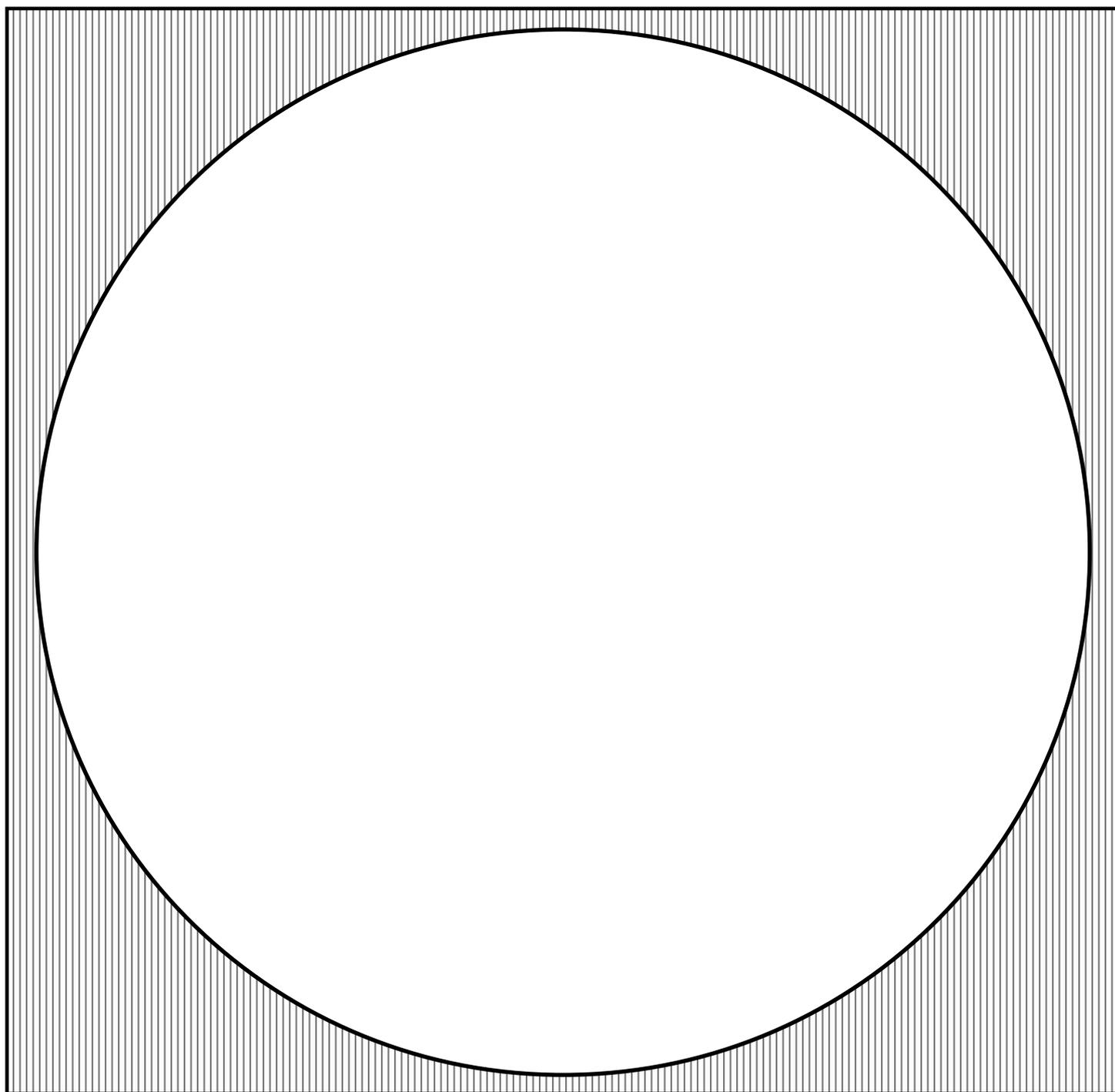
・法人番号(13桁) _____

※同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課または郵送申請によりにおいて交付される「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前30日以内に交付を受けたものに限り、)を添付して申請してください(1通300円の手数料が必要です。)

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください(法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください。)

広告デザイン(案)



| | | |
|---------|----|---------|
| 事業者名 | | |
| 代表者 | | |
| 連絡先 | 電話 | メールアドレス |
| 希望箇所番号 | | |
| デザインの説明 | | |

留意事項

1. 都市の景観を損なうことがないように、歩道の舗装との調和に配慮すること。
2. 視覚的デザインに配慮し、文字を手段とする情報は最小限にとどめること。
3. 情報過多としないこと。
4. 提出いただいた広告デザイン(案)は審査の過程で、修正をお願いする場合があります。指定する期日までに修正いただけない場合は、広告非掲載決定を通知する場合があります。

※詳しくは、「仙台市広告掲載要綱」及び「仙台市広告掲載基準」を御確認ください。

参考



黄色着色部分(直径 390mm)が広告表示面になります。

青色着色部分(約 5mm)は押えリングになります。

黄色着色部分と青色着色部分(合計 400mm)が広告プレートになります。

RO建経経第 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇 様

仙台市長 郡 和子

下水道マンホール広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付けでお申込みいただきました下水道マンホールの蓋への
広告の掲載について、下記のとおり掲載することと決定いたしましたのでお知らせ
いたします。

記

- 1 許可番号
RO-〇〇-〇〇
- 2 掲載対象のマンホールの蓋
【掲載番号】
- 3 広告料
年額 〇〇,〇〇〇 円(消費税及び地方消費税額含む)
- 4 初期費用(デザインプレート製作費用等)
〇〇〇,〇〇〇 円(消費税及び地方消費税額含む)
- 5 広告掲載期間
設置完了の日が属する月の翌月(その日が月の初日である時は、その日の属する月。)から1年間
- 6 その他
その他広告の掲載に係る手続きについては、本市の担当職員の指示に従うこと。

(様式3)

RO建経経第 号
令和 年 月 日

○○○○○ 様

仙台市長 郡 和子

下水道マンホール広告非掲載決定通知書

令和 年 月 日付けでお申込みいただきました下水道マンホールの蓋への
広告の掲載について、下記の理由により掲載しないことに決定いたしましたのでお
知らせいたします。

記

掲載しない理由

下水道マンホール広告掲載期間延長申込書

仙 台 市 長 あ て

令和 年 月 日付けで決定した広告の掲載について、仙台市下水道マンホール広告掲載取扱要領第13条の規定により、下記のとおり掲載期間の延長を申し込みます。

| | | |
|-------------|----------------------------|---|
| 申込年月日 | | 令和 年 月 日 |
| 申 込 者 | 住 所 又は 所在地 | 〒 - |
| | (よみがな) 氏 名 又は 名 称 | ※ 法人の場合は、代表者の職・氏名も記入してください。 |
| | 担当者名 | |
| | TEL | () - |
| | FAX | () - |
| 連絡先 | Eメール | |
| 許可番号 | | RO-〇〇-〇〇 |
| 延長期間 | | (現行)令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで (延長後)令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで |
| 延長理由 | | |

(様式5)

RO建経経第 号
令和 年 月 日

OOOOO 様

仙台市長 郡 和子

下水道マンホール広告掲載期間延長承認通知書

令和 年 月 日付けでお申込みいただきました下水道マンホールの蓋への
広告掲載期間の延長について、下記のとおりお知らせいたします。

記

| | |
|---|---|
| 1 許可番号 | RO-OO-OO |
| 2 掲載期間 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 非承認 | (延長後の期間) 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで (理由) |

下水道マンホール広告掲載停止申込書

仙台市長 あて

令和 年 月 日付けで決定した広告の掲載について、仙台市下水道マンホール広告掲載取扱要領第14条の規定により、下記のとおり掲載停止を申し込みます。

| | | |
|-------------|--------------------------|-----------------------------|
| 申込年月日 | | 令和 年 月 日 |
| 申 込 者 | 住所 又は 所在地 | 〒 - |
| | (よみがな) 氏名 又は 名称 | ※ 法人の場合は、代表者の職・氏名も記入してください。 |
| | 担当者名 | |
| | TEL | () - |
| | FAX | () - |
| 連絡先 | Eメール | |
| 許可番号 | | |
| 掲載停止理由 | | |

RO建経経第 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇 様

仙台市長 郡 和子

下水道マンホール広告掲載停止通知書

令和 年 月 日付けで決定した広告の掲載について、下記のとおり掲載を停止しますのでお知らせいたします。

なお、掲載停止期間の終了後、同期間、掲載を延長します。

記

1 許可番号

RO-〇〇-〇〇

2 停止期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3 停止理由

〇〇のため。

4 掲載延長期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

RO建経経第 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇 様

仙台市長 郡 和子

下水道マンホール広告掲載決定取消通知書

令和 年 月 日付けで決定した下水道マンホールの蓋への広告の掲載について、仙台市下水道マンホール広告掲載取扱要領第15条第2項の規定により、通知します。

記

1 許可番号

RO-〇〇-〇〇

2 取消年月日

令和 年 月 日

3 取消理由

4 その他